

横浜市行政不服審査会答申
(第39号)

平成30年6月20日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

保土ヶ谷区長の平成 29 年 12 月 11 日付けの審査請求人に対する市税減免不許可処分についての審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案概要

審査請求人は、平成 28 年度の市民税及び県民税 1 月随時分（以下「本件市県民税」という。）について、納期限内である平成 29 年 1 月 31 日までに減免申請（横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）第 39 条第 2 項）をすればできたはずであるのに、保土ヶ谷区の窓口で誤った指示を受けたために減免申請をする機会を失ったとして、平成 29 年 12 月 4 日になり、保土ヶ谷区長（以下「処分庁」という。）に対して減免申請（以下「本件申請」という。）を行った。これに対し、処分庁は、既に納期限を過ぎていること等を理由として、本件申請を不許可とする処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人は、これに不服があるとして、その取消しを求めて審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

本件市県民税について審査請求人が納期限内に本件申請を行えなかったのは、保土ヶ谷区の窓口において、減免の申請にはハローワークでの書類が必要であるとの誤った案内をされたためである。それにもかかわらず、本件申請を不許可とする本件処分は市民の権利を違法に侵害するものである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書において主張している本件処分に対する主張は、次のように要約される。

審査請求人が主張する、窓口において誤った案内が行われたとの事実は

不知である。

市民税の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証する書類を添え、納期限内に市長に提出しなければならないとされており（条例第 39 条第 2 項）、本件申請は、本件市県民税の納期限内に行われていない。

また、審査請求人は、本件申請以前の平成 29 年 3 月 17 日に、本件市県民税を全額納付しており、減免すべき税額は既に無い。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」の記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 本件処分的前提となる事実関係

ア 審査請求人が本件市県民税の賦課期日（平成 28 年 1 月 1 日）時点において保土ヶ谷区に住民登録をしていたこと。

イ 当時審査請求人が勤務していた法人から横浜市財政局法人課税課（特別徴収センター）に給与支払報告書が提出され、横浜市特別徴収センターは、これを基に税額計算を行い、当該法人及び審査請求人に平成 28 年 5 月 15 日付けで平成 28 年度市民税及び県民税の税額決定通知を行ったこと。

ウ 平成 28 年 11 月 20 日付けで審査請求人が上記法人を退職したために、徴収方法について特別徴収から普通徴収に変更する処理が行われたこと。

エ 保土ヶ谷区税務課市民税担当が平成 29 年 1 月 5 日に、同月 31 日を納期限とする本件市県民税の納税通知書を審査請求人宛てに発送したこと。

オ 審査請求人が平成 29 年 3 月 17 日に本件市県民税を全額納付したこと。

カ 審査請求人が処分庁に対し、平成 29 年 12 月 4 日に本件申請を行っ

たこと。

(2) 納期限後の減免申請の可否

(1)のような事実関係の下では、審査請求人の本件審査請求は、条例第39条第2項に定める納期限内に減免申請をすることとの要件を満たさないことが明らかである。

もつとも、審査請求人は、本件申請を期限内にできなかつた理由が窓口での誤った案内にあるとし、そのことによる例外的な減免申請の許可を求めるものと思われる。

しかし、租税法律主義の下、法的安定性が強く要請される租税関係においては、形式要件である納期限内の申請という要件に安易な例外を設けるべきではなく、かかる例外を認める条例第18条の規定は、同条第1項各号ないし第3項に該当する特別の事由がある場合に市長がその裁量に基づいて期限を延長できることを定めるのみである。仮に何らかの理由で誤った窓口での指示や案内がされたとしても、かかる指示や案内の存在をもって直ちに期限の延長が認められるものではない。

そして、本件審査請求手続に提出された証拠関係を精査しても、審査請求人が主張するような誤った指示や案内の存在を認めるに足りる証拠はなく、その他本件において条例第18条に定める期限の延長を認めるべき事由も存在しない。

したがって、本件において処分庁が納期限内の申請でないとして、本件申請を不許可とした判断に違法又は不当な点はなく、その他の点について判断するまでもなく、本件処分は適法かつ妥当と認められる。

(3) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(4) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 30 年 1 月 26 日	・ 審査請求書（副本）の送付及び弁明書の提出依頼
平成 30 年 2 月 16 日	・ 弁明書等の提出
平成 30 年 2 月 23 日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
平成 30 年 3 月 19 日	・ 反論書等の提出依頼（再）
平成 30 年 5 月 2 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 5 月 10 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成30年 5 月 16 日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成30年 6 月 20 日	・ 調査審議